

八千代市立新木戸小学校

P T A

(子どもサポーター)

規 約



新木戸小学校 P T A

千葉県八千代市緑が丘2丁目4番地

令和6年4月発行

八千代市立新木戸小学校 P T A 規約

第一章 総 則

<名称及び事務所>

第 1 条 本会は「新木戸小学校 P T A」と称し、事務所を八千代市立新木戸小学校に置く。

<目的>

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、理解と協力によって児童の教育環境をよくし、幸福と健全な成長をはかるために活動する。

<方針>

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針により活動する。

1. 児童、青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に片寄ることなく、また専ら営利を目的とするような活動をしてしない。
3. 本会または本会会員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、教育に関して干渉しない。

<会員>

第 4 条 本会の会員となることができる者は次の通りとする。

1. 本校に在学する児童の父母またはこれにかわる保護者
2. 本校に勤務する校長及び教職員

第 5 条 本会の会員は八千代市 P T A 連絡協議会、千葉県 P T A 連絡協議会、P T A 全国協議会の会員となる。

<賛助会員>

第 6 条 第 4 条に定めるもののほか、本会の主旨に賛同する個人または団体は賛助会員として本会に入会できる。

但し、賛助会員は役員に選出されず、また決議に加わることはできない。

<入会>

第 7 条 本会への入会は意思表示を要するものとし、本会の指定する方法による会費の支払いとともに入会意思の確認をする。

第 8 条 教職員については校長が全教職員の入会意思の確認をする。

<退会>

第 9 条 本会の退会は次の通りとする。

1. 児童の卒業または転出、校長及び教職員の勤務校の異動等によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動退会とする。
2. 任意退会は退会届を提出する。

第二章 機 関

<機関>

第 10 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会（本部役員会）

<総会>

第 11 条 総会は本会の最高議決機関であり、予算決算の承認、その他重要事項の審議をする。

第 12 条 総会は原則、書面表決とする。

書面総会での決議は、原則として会員の書面による議決権行使(電磁的記録を含む)により議決するものとする。この場合において、会員数(保護者については児童在籍世帯数)の2分の1以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。

第 13 条 総会は原則、毎年1回会長が招集し、開催する。

但し、次の場合臨時に招集することができる。

1. 会員の3分の2以上が付議事項を示して要請があったとき。
2. 運営委員会が必要と認めたとき。

<運営委員会>

第 14 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、総会に基づく日常会務を実行し、緊急事項を処理する。

第 三 章 役 員

<役員の数と任期>

第 15 条 本会の役員を次の通りとする。任期は1年とし、再選は妨げない。
会計監査は他の役員を兼ねることはできない。

1. 会長
2. 副会長（内教員1名以上）
3. 書記
4. 会計（内教員1名以上）
5. 広報
6. 会計監査

<役員の任務>

第 16 条 役員は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統裁する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に差し支えのあるときはその任務を代行する。
選考委員長を兼務する。
3. 書記は総会及び運営委員会等の議事、本会の活動に関する重要事項の記録保管及び、通信事務を行う。
4. 会計は経理を担当し、会計監査を経て総会に報告する。
5. 広報は web サイトならびに SNS 等の管理を行う。

6. 会計監査は本会の会計を監査し、総会に報告する。

<役員を選任>

第 17 条 会長、副会長、書記、会計、広報、会計監査は選考委員会が推薦し、総会の承認を受ける。

第 四 章 会 計

<経費>

第 18 条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入によってまかなわれる。

<会費>

第 19 条 本会の会費は本校に在学する児童一世帯年額 3, 0 0 0 円とする。
個人賛助会員は年額 1, 0 0 0 円、団体賛助会員は別途協議の上決定する。

第 20 条 年度途中に入会する際は、3, 0 0 0 円を 1 2 分割し、入会月から年度末までの月数分を初年度の年会費として納入するものとする。
賛助会員においては入会月を問わず年会費とする（月割りなし）。

第 21 条 年度途中の退会において、納入済みの会費は返還しないものとする。

第 22 条 会費の納入時期及び方法は本会の指定する方法に従うものとする。

<会計年度>

第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日で終わる。

第 五 章 慶 弔 規 定

第 24 条 慶弔規定は別に定める。

第 六 章 表 彰 規 定

第 25 条 本会の活動に多大な功績のあった者については運営委員会で選考し、総会において表彰する。

第七章 附 則

<制定・改廃>

第 26 条 運営委員会は本規約に従って細則及びその他規則等を制定し、また改廃することができる。

第 27 条 本規約は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。但し、改正案は総会の前日までに会員に周知させておかなければならない。

<施行>

第 28 条 本規約は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

改正 昭和 61 年 4 月 26 日

改正 平成 13 年 4 月 21 日

改正 ”

改正 ”

改正 平成 21 年 4 月 17 日

改正 平成 22 年 4 月 16 日

改正 ”

改正 ”

改正 令和 2 年 5 月 21 日

改正 ”

改正 令和 4 年 4 月 25 日

改正 令和 5 年 4 月 25 日

第 29 条 本規約は、令和 6 年 4 月 25 日に改正し、当日より実施する。

八千代市立新木戸小学校 P T A 規約細則

第一章 総 会

- 第 1 条 定期総会で決める事項は次の通りとする。
1. 会計監査を経た前年度収支決算の承認
 2. 新役員の承認
 3. 年度事業計画及び収支予算に関する承認
- 第 2 条 総会の決議の変更及び会の運営につき、特に総会の議決を要すると認められる重要事項は臨時総会を開いて決める。
- 第 3 条 総会の決議は出席者の過半数で決める。なお、議決権行使書の提出者は出席者とみなす。

第二章 運営委員会（本部役員会）

- 第 4 条 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、広報によって構成し次の任務を行う。
1. 総会の委託する会務の議決及び予算の補正
 2. 各活動の掌握とその連絡調整
 3. 運営委員会の決議は出席者の過半数で決定

第三章 役員 の 選 出

- 第 5 条 本部役員の会長、副会長、書記、会計、広報、会計監査の選出は次の通りとする。
1. 選考委員は速やかに会長、副会長、書記、会計、広報、会計監査の候補者を選考し、これを総会に報告、承認を得る。
 2. 本部役員会において、補佐を置く必要があると認めた場合は、選考委員長が候補者を選考し、選出する。

第 四 章 予 算 と 決 算

第 6 条 予算の原案は運営委員会の承認を得て、定期総会に上程する。

第 7 条 予算項目の変更は運営委員会の決議を経なければならない。

第 8 条 決算報告は定期総会において前役員の実任で前年度の会計を行う。

第 五 章 会 計

第 9 条 本会の会費は本規約第四章に従う。

第 10 条 会費の中には八千代市 P T A 連絡協議会、千葉県 P T A 連絡協議会、P T A 全国協議会の会費、PTA 団体総合補償制度の保険料を含むものとする。

第 六 章 個 人 情 報 の 取 り 扱 い

第 11 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第 七 章 附 則

第 12 条 本細則は運営委員会の構成員の過半数の賛成により改廃することができる。

第 13 条 本細則は昭和 60 年 4 月総会当日より施行する。

改正 昭和 63 年 4 月 23 日

改正 平成 6 年 4 月 30 日

改正 平成 13 年 4 月 21 日

改正 ”

改正 〃
改正 〃
改正 平成 18 年 4 月 20 日
改正 平成 21 年 4 月 17 日
改正 〃
改正 〃
改正 平成 26 年 12 月 8 日
改正 〃
改正 平成 29 年 3 月 8 日
改正 〃
改正 平成 31 年 4 月 1 日
改正 令和 2 年 6 月 17 日
改正 令和 4 年 4 月 25 日改正 令和 5 年 4 月 25 日

第 14 条 本細則は、令和 6 年 4 月 25 日に改正し、当日より実施する。

慶弔規定

慶弔規定は次の通りとする。

1. 香華料

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 児童死亡 | 5, 0 0 0 円 |
| (2) 会員死亡 (配偶者含む) | 5, 0 0 0 円 |

2. 見舞

児童及び教職員が2週間以上の病気・けが入院、3週間以上の病気欠席の場合
5, 0 0 0 円

3. 以上の慶弔規定以外に特別な場合は運営委員会で別審議する。

4. この規定の適用を受けた慶弔に対する返礼はなしとする。

本規定は昭和60年4月1日より施行する。

改正 平成21年4月17日

改正 平成22年4月16日

改正 令和5年4月25日

改正 令和6年4月25日